

[下肢 4 級 詳細表]

職場介助者等作業補助者の配置	19	4.9%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	15
			重量物の運搬を同室の作業者が補助	1
			職場での指導者及び補助者を個別に配置	1
			特定の社員を作業指導員として配置	1
			必ず健常者を補助要因として配置	1
障害者への教育・訓練	60	15.4%	OJTを基本にした職場教育	24
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導	14
			マニュアルを用いた教育訓練の実施	4
			障害者職場定着推進チームの構成員による個別指導	3
			ビデオを利用した訓練を実施	2
			基礎知識を身につけさせるための訓練	2
			現場に指導員、相談員を配置し教育	2
			採用時数カ月に集中訓練指導をする	2
			話し合の場を設け、本人の意見を教育・訓練に活かす	2
			安全衛生教育の実施	1
			管理職1人を専任化し、安全教育の徹底指導	1
			作業内容を理解させるため前任者を横に付ける	1
			障害の種類・作業内容に即した安全教育	1
			入社時、教育担当者が作業内容の指導を行い、安全への配慮をする	1

【下肢 5級 総括表】

下肢障害5級

事務的職業の場合 (人数113人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	47	42%	レクリエーション等を通じての親睦及びサークル活動 上司が定期的に話し合いを行う	41	36%
2 相談員、カウンセラーの配置への配慮	19	17%	障害者職場生活相談員の配置	6	5%
3 管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	18	16%	行政等の実施する研修、講習会に参加	10	9%
4 健康管理への配慮	17	15%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	9	8%
5 便所の改善	17	15%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 洋式トイレの設置	8	7%
6 障害者への教育・訓練	16	14%	OJTを基本にした職場教育	11	10%
				6	5%
				8	7%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

- 段差をなくす(スロープの設置等) (廊下・通路の改善)
- 余裕をもって移動できる通路の確保 (廊下・通路の改善)
- 手すりの設置 (廊下・通路の改善)
- 滑らない床材質を使用 (廊下・通路の改善)
- 自動ドアの設置 (玄関等のアプローチの改善)
- 全ての出入口をガラス入り吊り下げ引戸とし、安全確保に配慮 (室内出入口の改善)
- 必要以上に小さな部室に細分化しない (ドア数を増やさない) (室内出入口の改善)
- 横臥できるようにベッド等を設置 (休憩・休養室等の改善)
- 場内移動用カート設置 (その他補完機器の導入)

## 〔下肢 5級 詳細表〕

## 下肢障害5級

事務的職業

件数 207

人数 113

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	51			
便所の改善	17	15.0%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 洋式トイレの設置	11 6
玄関等のアプローチの改善	8	7.1%	段差のあるアプローチにスロープを設置 自動ドアの設置	6 2
廊下・通路の改善	10	8.8%	段差をなくす(スロープの設置等) 余裕をもって移動できる通路の確保 工場内通路等の色分け区分 手すりの設置 床材質を滑らないものに改善	5 2 1 1 1
室内出入口の改善	4	3.5%	段差をなくす(スロープの設置等) 全てガラス入り吊り下げ引戸とし、安全を確保 必要以上に小部室化しない(ドアを増やさない)	2 1 1
駐車施設の改善	4	3.5%	専用駐車場の設置 雨天の時に配慮して屋根を設置 職場隣接地に駐車場(駐車スペース)を設置	2 1 1
避難施設の改善	3	2.7%	スロープでの避難路の確保、4方向全てに避難路を設置 救急用担架の設置 車イス用避難用スベリ台の設置	1 1 1
建物に関するその他の改善	3	2.7%	改築時にスロープを設置 階段をスロープに換えた 車イス対応のエレベータを設置	1 1 1
休憩・休養室等の改善	2	1.8%	横臥できるようにベッド等を設置	2
作業の改善	4			
作業工程の改善	1	0.9%	仕事が負担とならない様に配慮	1
就労機器(事務機器)の改善	1	0.9%	OA機器の導入	1
新規に職域を拡大	1	0.9%	就労可能な領域を他の仕事から分離し、本人の責任感を醸成	1
その他補完機器の導入	1	0.9%	場内移動用カート設置	1
その他の労働環境への配慮	152			
勤務時間	3	2.7%	フレックスタイム制 残業の規制	2 1
通勤への配慮	9	8.0%	通勤手当の支給 自家用自動車通勤を許可 通勤用送迎バスを使用 駐車場の確保 通勤時間を考慮	3 2 2 1 1

〔下肢 5級 詳細表〕

住宅への配慮	7	6.2%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	4
			住宅手当の支給	2
			新築住宅資金借入れの保証	1
家族との連携	7	6.2%	緊急連絡先の登録(同居の家族、親せき、近所等)・連絡網の整備	3
			電話による連携	2
			会社の行事に家族を招待	1
			定期的に就労状況の報告等を行う	1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	19	16.8%	障害者職場生活相談員の配置	10
			産業医、保健婦等による健康相談の実施	3
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	2
			職場定着推進チームを設置し、定期的にカウンセリング等を実施	2
			相談員との面談を定期的に実施	2
健康管理への配慮	17	15.0%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	8
			人間ドックの実施	3
			動きの少ない内勤事務をさせている	1
			年2回定期健康診断	4
			年数回の通院を許可	1
労働条件への配慮	8	7.1%	労働時間短縮、残業の規制	3
			自宅から間近の事業所への配属	2
			就労時間内の通院を許可	1
			賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給	1
			本人が接客に自信がないと言うので単純作業労働部署へ配置	1
コミュニケーションへの配慮	47	41.6%	レクリエーション等を通じての親睦及びサークル活動	41
			上司が定期的に話し合いを行う	6
職場介助者等作業補助者の配置	1	0.9%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	1
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	18	15.9%	行政等の実施する研修、講習会に参加	9
			ミーティング等で、障害者理解を促進	2
			身障者関係の会議への参加、施設の見学等を実施	2
			雇者雇用委員会開催で教育方針を立てる	1
			社内で勉強会を行う(講師の招聘、ビデオ、小冊子の利用)	1
			障害の状況等を事業所全体へ周知し、本人の負担軽減に配慮	1
			障害者職場生活相談員資格認定講習を受講させている	1
体調等健康面への配慮を怠らないよう指示	1			
障害者への教育・訓練	16	14.2%	OJTを基本にした職場教育	8
			OA機器の操作要領の教育	2
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導	2
			基本知識の教育と作業手順の実習を個別に実施する	1
			基本知識の教育を個別に実施	1
			専任の指導員を付け作業習得まで指導	1
			年1回のインタビュー制度の実施	1

【下肢 5 級 総括表】

下肢障害5級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合（人数286人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	153	53%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	145	51%
2 相談員、カウンセラーの配置	66	23%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	42	15%
3 通勤への配慮	59	21%	通勤用送迎バスを使用	22	8%
4 障害者への教育・訓練	56	20%	OJTを基本にした職場教育	20	7%
5 管理職及び職員への教育、啓蒙	45	16%	(行政等の実施する研修、講習会に参加等)		
6 労働条件への配慮	45	16%	労働時間短縮、残業の規制	21	7%
7 家族との連携	40	14%	ファックス、電話、手紙等による連絡態勢	15	5%
8 健康管理への配慮	33	12%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	15	5%
9 便所の改善	27	9%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置	19	7%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

作業手順等の改善(歩行距離の削減・重量物運搬の規制等) (労働条件への配慮)  
 重量物運搬等、体力を要する作業の規制(労働条件への配慮)  
 高所作業から地上作業に配置換え(労働条件への配慮)  
 エレベーターの設置(玄関等のアプローチの改善)  
 余裕をもって移動できる通路の確保(廊下・通路の改善)  
 手すりの設置(廊下・通路の改善)  
 段差をなくす(スロープの設置等)(廊下・通路の改善)  
 階段に滑り止めテープを張る(廊下・通路の改善)  
 障害物を通路におかないように配慮(廊下・通路の改善)  
 自動ドアの設置(室内出入口の改善)  
 ドア-の数を少くする(室内出入口の改善)  
 構内を全面アスファルト舗装(駐車施設の改善)  
 駐車場、職場間の段差解消(駐車施設の改善)  
 作業テーブル等を作業し易い高さ及び広さに調整(作業テーブル・台・机の改善)  
 作業台下部に足置を設置し作業中の疲労を軽減(作業テーブル・台・机の改善)  
 立ち仕事でも使用可能な椅子の設置(作業テーブル・台・机の改善)  
 足を伸ばして休めるようにタミ部分を設置(休憩・休養室等の改善)  
 横臥できるようにベッド等を設置(休憩・休養室等の改善)  
 座って行う作業を中心にする(作業工程の改善)  
 椅子を使用して足に負担がかからない様に配慮(作業工程の改善)  
 製品の運搬は前後の工程の健常者が代行(作業工程の改善)  
 ミシンの足で操作する部分を手動操作に改善(就労機器(製造部門機器)の改善)

[下肢 5 級 詳細表]

下肢障害5級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 646

人数 286

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	138			
便所の改善	27	9.4%	手摺、非常フザー、前傾鏡等の設置 洋式トイレの設置 便所の新設	19 7 1
玄関等のアプローチの改善	24	8.4%	段差のあるアプローチにスロープを設置 できるだけ段差を少なくする エレベーターの設置 スペースを広くした	18 3 2 1
廊下・通路の改善	22	7.7%	余裕をもって移動できる通路の確保 手すりの設置 段差をなくす(スロープの設置等) 階段に滑り止めテープを張り、滑り防止をした 工場内の安全通路の明確化 床材質をスベリ止め材質に改善 障害物を通路におかない	8 5 5 1 1 1 1
室内出入口の改善	22	7.7%	段差をなくす(スロープの設置等) 自動ドアの設置 ドアの数を少くした 安全通路の設置	13 7 1 1
駐車施設の改善	18	6.3%	職場隣接地に駐車場(駐車スペース)を設置 構内を全面アスファルト舗装 構内駐車場の提供 専用駐車場の設置 駐車場、職場間の段差解消	12 3 1 1 1
避難施設の改善	4	1.4%	建物外側に避難階段の設置 作業場が3階のため、エレベーターを設置 避難時の介助者の指定 非常階段の設置	1 1 1 1
建物に関する他の改善	5	1.7%	階段に手すりを設置 階段の段差を小さく設計 改築の際スロープを新しく設置	2 2 1
休憩・休養室等の改善	16	5.6%	足を伸ばして休めるようにタミ部分を設置(和室の設置も含む) 休息室のスペースを拡張 横臥できるようにベッド等を設置	13 2 1
作業の改善	41			
作業テーブル・台・机の改善	17	5.9%	作業テーブル等作業し易い高さ及び広さに調整 専用の作業台を設置 作業台下部に足置を設置、作業中の疲労を少なくした 作業用椅子の利用 専用のイスを支給	10 3 1 1 1

[下肢 5級 詳細表]

			立ち仕事でも使用可能な椅子の設置	1
作業工程の改善	10	3.5%	作業能力向上のため、多種の工程を経験させる 座って行う作業を中心とした トランスの折畳みと包装機のドッキングした機械の改善 椅子を使用して足に負担がかからない様になっている 床面段差の改善 製品の運搬は前後の工程の健常者が代行 独自の作業工程で作業させている	3 2 1 1 1 1 1
安全設備の改善	8	2.8%	安全指導教育の励行(包丁の使用、作業場での転倒防止) 作業場内の通路を広くした 自動装置及び非常停止スイッチの装備 消火器、換気設備、電源装置等を本人の行動範囲の中に設置	3 1 1 1
			障害者が使用しても安全な切断機に改善 立入禁止区域の設定と大きな字による標示	1 1
就労機器(製造部門機器)の改善	5	1.7%	福祉型手動用スイッチ、入力機能付電子サイクルマシン 作業工程における治具・雇用の見直し改善 足で操作したミシンの部分を手動操作に改善 縫製ミシンの部分的改善	2 1 1 1
コミュニケーション機器の導入	1	0.3%	専用FAXの設置	1
<b>その他の労働環境への配慮</b>		<b>541</b>		
勤務時間	7	2.4%	時差出退勤・フレックスタイム制 勤務時間を本人と面談のうえ決定 残業の規制	5 1 1
通勤への配慮	59	20.6%	通勤用送迎バスを使用 駐車場の確保 通勤手当の支給 自家用自動車通勤を許可 事故防止活動の実施(安全運転講習会、安全運転の目標管理 等) 駅までの送迎 マイカー取得に対して補助金制度 事故防止のため常に家族との連絡をとる 自宅近くの現場への配属 職場からバス停の近くまで社用車で送迎 通勤用送迎バスを残業時にも運行 希望する勤務地を配慮	22 11 8 6 4 2 1 1 1 1 1 1 1
住宅への配慮	18	6.3%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 持家の融資制度	17 1
家族との連携	40	14.0%	ファックス、電話、手紙等による連絡態勢 会社の行事に家族を招待 緊急連絡先の登録(同居の家族、親せき、近所等)、連絡網の 整備 家族調書による家族状況の把握、連絡網の整備 家庭訪問の実施 情緒不安定面が見られた場合、電話で連絡をとっている	15 5 5 2 2 2

[下肢 5級 詳細表]

			連絡帳を使用し両親への通信文としている	2
			会社、家庭での問題点を相互連絡	1
			懇談会を開く	1
			事故があった場合、現場責任者が家族に連絡する	1
			社長から必要に応じて文書で近況を伝える	1
			社内報等の配付	1
			生活相談員が中心となって連絡している	1
			連絡手帳を使用	1
相談員、カウンセラーの配置	66	23.1%	障害者職場生活相談員の選任、配置	42
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	21
			障害者職場定着推進チームの設置	2
			人事相談室を設置し、自由にカウンセリングを受けられる体制	1
健康管理への配慮	33	11.5%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	15
			年2回定期健康診断	9
			時間内通院の承認	2
			人間ドックの斡旋・実施	2
			6ヶ月健康管理	1
			かかりつけの医師への定期受診	1
			持病があるため常に注意しながら健康管理の助言と指導	1
			職長による健康状態の把握	1
			無理な作業をさせないように配慮	1
労働条件への配慮	45	15.7%	労働時間短縮、残業の規制	21
			障害が影響しない業務に配属(座作業が可能な業務等)	6
			軽作業へ就労部署を配置転換	3
			賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給	3
			作業手順等の改善(歩行距離の削減・重量物運搬の規制等)	2
			重量物運搬等、体力を要する作業の規制	2
			2時間に1回(5分間)休憩させる	1
			交替勤務の職場へは配置しない	1
			高所作業から地上作業に配置換え	1
			重労働、歩行労働をさけた職場配置	1
			障害部位及び年令的な面から軽作業に配慮	1
			長時間の立ち仕事をさせないように配慮	1
			適職かどうか、本人が苦勞していないか等を職場責任が常に注意	1
			能力・体力に応じた職場配置	1
コミュニケーションへの配慮	153	53.5%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	145
			対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	4
			上司や生活相談員が定期的に話し合いを行う	2
			障害者が自由に意見を言えるムードづくりに配慮	1
			本人から意見を聴取し作業環境改善等の参考にする	1
職場介助者等作業補助者の配置	19	6.6%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	15
			職場での指導者及び補助者を個別に配置	2
			重量物の運搬は同僚が介助もしくは代行	1
			専任の指導員が業務の手順・業務内容等の相談に応じる	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	45	15.7%	行政等の実施する研修、講習会に参加	8
			社長や人事担当取締役が部課長会議等で障害者雇用管理方針を指示	7



〔下肢 5級 詳細表〕

		管理職に対し、障害の種類・程度等を説明	6
		地域の福祉活動に参加	6
		総合教育の一部に繰り込んで、障害別の心理的配慮を重点に教育	5
		ミーティング等で、障害者理解を促進	3
		障害の内容・程度に応じて業務を分担するように指示	3
		障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させている	1
		障害者職業生活相談員以外の同講習への参加	2
		人権研修や障害者懇談会への参加	2
		障害者職場委員会を通じて教育、啓蒙	1
		身障者関係の施設の見学等を実施	1
障害者への教育・訓練	56 19.6%	OJTを基本にした職場教育	20
		先輩や上司が実務指導	14
		入社時に職場適応訓練を実施	6
		個別に基本知識や基本的技能を教育・訓練する	4
		推進チーム構成員による個別指導	3
		ビデオを利用した訓練を実施	1
		会社の補助のもとに通信教育を受けている	1
		外部の各種講習会に出席させる	1
		管理職1人を専任化し、安全教育の徹底指導	1
		技術課で作業手順を特別に指導している	1
		技能検定試験のための教育・訓練	1
		現場の地図を持たせ、本人に自分の力で覚えるように指導	1
		指導員をつけ作業習得まで指導	1
		毎日、朝礼時に作業指導を行う	1

【下肢 6 級 総括表】

下肢障害6級

事務的職業の場合（人数69人 件数109件）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	28	41%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	26	38%
2 相談員、カウンセラーの配置への配慮	16	23%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	10	14%
3 健康管理への配慮	14	20%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	7	10%
4 労働条件への配慮	13	19%	(自宅から間近の事業所への配属等)		
5 障害者への教育・訓練	11	16%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導	5	7%
6 管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	10	14%	管理職は外部の研修、講習等に参加	7	10%
7 玄関等のアプローチの改善	7	10%	段差のあるアプローチにスロープを設置	6	9%
8 通勤への配慮	7	10%	(自宅に近い現場への配属等)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

重量物運搬等、体力を要する作業の規制 (労働条件への配慮)  
 ドアへの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) (室内出入口の改善)  
 段差をなくし、配線コード等障害物を排除 (室内出入口の改善)  
 エレベーターの設置 (建物に関する建物に関する建物に関するその他の改善)  
 手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 (便所の改善)

## 〔下肢 6 級 詳細表〕

## 下肢障害6級

事務的職業

件数 135

人数 69

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	20			
便所の改善	1	1.4%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置	1
玄関等のアプローチの改善	7	10.1%	段差のあるアプローチにスロープを設置 保安係員等による迅速な人員対応	6 1
廊下・通路の改善	3	4.3%	余裕をもって移動できる通路の確保 専用エレベーターの設置 段差をなくす(スロープの設置等)	1 1 1
室内出入口の改善	4	5.8%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) 段差をなくす、配線コード等障害物の排除	3 1
駐車施設の改善	1	1.4%	専用駐車場の設置	1
避難施設の改善	1	1.4%	避難用スベリ台の設置	1
建物に関するその他の改善	3	4.3%	エレベーターの設置	3
作業の改善	4			
作業工程の改善	2	2.9%	障害の程度に応じて工程を改善 新規機械の導入による流れ作業の整備	1 1
新規に職域を拡大	2	2.9%	パソコン・ワープロを使う管理業務 就労可能な領域を他の仕事から分離し、本人の責任感を醸成	1 1
その他の労働環境への配慮	111			
勤務時間	2	2.9%	フレックスタイム制	2
通勤への配慮	7	10.1%	自宅に近い現場に配属 自家用自動車通勤を許可 通勤手当の支給 路線バス運休の場合は送迎する	3 2 1 1
住宅への配慮	4	5.8%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 持家の融資制度 単身住宅については、優先的に近接の住居を与えている	2 1 1
家族との連携	3	4.3%	緊急連絡先の登録(同居の家族、親せき、近所等)、連絡網の整備 社内報等の配付 保護者会を開く	1 1 1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	16	23.2%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける 産業医による健康相談の実施 相談員との面談を定期的実施	10 4 1 1
健康管理への配慮	14	20.3%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	7

[下肢 6級 詳細表]

			年2回定期健康診断	3
			人間ドッグ実施	2
			日常の個別カウンセリングにより健康状態をチェック	2
労働条件への配慮	13	18.8%	自宅から間近の事業所へ配属	3
			障害が影響しない業務に配属(座作業が可能な業務等)	3
			労働時間短縮、残業の規制	3
			重量物運搬等、体力を要する作業の規制	3
			賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給	1
コミュニケーションへの配慮	28	40.6%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	26
			上司が随時コミュニケーションに努める(個人面接の実施等)	2
職場介助者等作業補助者の配置	3	4.3%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	3
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	10	14.5%	管理職は外部の研修、講習等に参加	7
			障害の状況等を事業所全体へ周知し、本人の負担軽減に配慮	1
			障害の内容・程度に応じて業務を分担するように指示	1
			年2回の社内同和研修を通して障害者に対しても理解を深める	1
障害者への教育・訓練	11	15.9%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導	5
			OJTを基本にした職場教育	3
			基本業務知識の教育を個別に実施	1
			朝礼時に道徳的講話、作業技術面では必要により個別指導	1
			部内研修会や部外研修会に参加させる	1

【下肢 6 級 総括表】

下肢障害6級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数142人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	56	39%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	51	36%
2 相談員、カウンセラーの配置への配慮	30	21%	障害者職場生活相談員の選任、配置	23	16%
3 通勤への配慮	30	21%	駐車場の確保	8	6%
4 管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	25	18%	(駐車場の確保等)		
5 障害者への教育・訓練	24	17%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導	11	8%
6 家族との連携	17	12%	ファックス、電話、手紙等による連絡	9	6%
7 労働条件への配慮	16	11%	(座作業が可能な業務への配属等)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

重量物運搬等、体力を要する作業の規制 (労働条件への配慮)  
 手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 (便所の改善)  
 洋式トイレの設置 (便所の改善)  
 手すりの設置 (玄関等のアプローチの改善)  
 スペースの拡張 (玄関等のアプローチの改善)  
 余裕をもって移動できる通路の確保 (廊下・通路の改善)  
 階段に滑り止めテープを張る (廊下・通路の改善)  
 段差をなくす(スロープの設置等) (廊下・通路の改善)  
 作業テーブル等を作業し易い高さ及び広さに調整 (作業テーブル・台・機の改善)  
 高低が自由に調節できる作業テーブルを設置 (作業テーブル・台・機の改善)  
 作業テーブルに工具を取り付け移動による負担を軽減 (作業テーブル・台・機の改善)  
 台車とラックの高さを低し椅子に腰かけて作業できるようにする (作業テーブル・台・機の改善)  
 ドアへの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) (室内出入口の改善)  
 足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置 (和室の設置も含む) (休憩・休養室等の改善)  
 立ち作業だったものを椅子作業に変更 (作業工程の改善)  
 階段に手すりを設置 (建物に関する建物に関する建物に関する建物に関するその他の改善)

〔下肢 6 級 詳細表〕

下肢障害6級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 296

人数 142

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	55			
便所の改善	13	9.2%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 洋式トイレの設置 便所の新設	6 5 2
玄関等のアプローチの改善	13	9.2%	段差のあるアプローチにスロープを設置 手すりの設置 スペースを広くした 雨が降った時ぬれない様、屋根及び簡易屋根を増設	9 2 1 1
廊下・通路の改善	8	5.6%	余裕をもって移動できる通路の確保 階段に滑り止めテープを張り、滑り防止をした 手すりの設置 段差をなくす(スロープの設置等) 通路と作業設備との区分を明確にした 床材質を滑らないものに改善	3 2 1 1 1
室内出入口の改善	7	4.9%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) 室内を板張にした 段差をなくす(スロープの設置等)	5 1 1
駐車施設の改善	2	1.4%	会社敷地内の駐車を許可 専用駐車場の設置	1 1
避難施設の改善	3	2.1%	避難路の確保 避難時の介助者の指定	2 1
建物に関するその他の改善	2	1.4%	エレベーターの内1基を障害者の優先使用としている 階段に手すり設置	1 1
休憩・休養室等の改善	7	4.9%	足を伸ばして休めるようにタミ部分を設置(和室の設置も含む) 休息室のスペースを拡張	6 1
作業の改善	15			
作業テーブル・台・機の改善	8	5.6%	作業テーブル等を作業し易い高さ及び広さに調整 専用のテーブルや椅子を設置 高低が自由に調節できる作業テーブルを設置 作業テーブルに工具を取り付け動きを軽減 台車とラックの高さを低し椅子に腰かけて作業できるようにした	3 2 1 1 1
作業工程の改善	3	2.1%	作業・能力を開発するため、技能検定受験合格者に技能手当を支給 作業能率の向上を図るため、工程管理及び前後の工程を経験させ 立ち作業だったものを椅子作業に変更	1 1 1
安全設備の改善	1	0.7%	誘導灯の整備 非常口の改善	1

[下肢 6級 詳細表]

就労機器(製造部門機器)の改善	2	1.4%	オートメーション機器の導入 バランスターの設置による作業の軽減	1 1
新規に職域を拡大	1	0.7%	加工食品部門	1
<b>その他の労働環境への配慮</b> 226				
勤務時間	6	4.2%	残業の規制 フレックスタイム制	4 2
通勤への配慮	30	21.1%	駐車場の確保 自家用自動車通勤を許可 通勤用送迎バスを使用 事故防止活動の実施(安全運転講習会、安全運転の目標管理等) 通勤手当の支給 通勤時間のかからない現場へ配置する	8 6 6 5 3 2
住宅への配慮	8	5.6%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 雇用促進住宅の利用 社宅を障害に対応したものに改善	5 2 1
家族との連携	17	12.0%	ファックス、電話、手紙等による連絡態勢 情緒不安定面が見られた場合、電話で連絡をとっている 会社の行事に家族を招待 緊急連絡先の登録(同居の家族、親せき、近所等)連絡網の整備 懇談会を年4回で実施、親の会を結成 社内報等の配付 定期的に就労状況の報告等を行う	9 3 1 1 1 1 1 1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	30	21.1%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	23 7
健康管理への配慮	12	8.5%	年2回定期健康診断 軽い運動の推進 医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 時々、様子を伺い声をかける 人間ドックの奨励 余暇を利用して球技等を実施	6 2 1 1 1 1
労働条件への配慮	16	11.3%	障害が影響しない業務に配属(座作業が可能な業務等) 賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給 労働時間短縮、残業の規制 重量物運搬等、体力を要する作業の規制 階段を避け、一階での仕事のみに従事させている	5 4 4 2 1
コミュニケーションへの配慮	56	39.4%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等) 上司や人事担当者が随時コミュニケーションに努める	51 4 1
職場介助者等作業補助者の配置	2	1.4%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう 特定の社員を職場介助者として配置	1 1

[下肢 6級 詳細表]

管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	25	17.6%	ミーティング等で、障害者理解を促進	5			
			管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む	4			
			障害の内容・程度に応じて業務を分担するように指示	4			
			社外の管理・監督者教育訓練機関へ派遣	3			
			管理職に対し、障害の種類・程度等を説明	2			
			身障関係の会議等へ積極的に出席、職員の啓蒙に努める	2			
			安全衛生面を主に配慮	1			
			障害者が働き易い環境にする為に担当者から報告を受け対応する	1			
			障害者採用の義務について職場へ説明	1			
			障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させている	1			
			地域の福祉活動に参加	1			
			障害者への教育・訓練	24	16.9%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導	11
						OJTを中心に、必要な場合にのみ行なう	3
入社時に適応訓練を実施	3						
ビデオを利用した教育・訓練	2						
管理職1人を専任化し、安全教育から徹底指導	1						
技能検定試験のための教育・訓練	1						
新しい機械の使い方を個別に指導	1						
専任の指導員による指導	1						
入社時の基礎教育と随時班長による個別指導	1						